

様式第 1

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨の夏服開発支援事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、山梨の夏服開発支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

(注) 交付申請書に次の算式を明記すること。

補助金の所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費等

別紙 補助事業計画書のとおり

別紙

補助事業計画書

1 事業内容

補助事業の概要	
事業実施内容・方法	
委託先とその選定理由及び委託内容	
実施日程	(開始予定日) (完了予定日)
実施予定場所	

2 補助事業に要する経費

(単位：円)

収 入		支 出		支出金額のうち 県補助金充当額
経費区分	金 額	経費区分	金 額	
自己資金		謝金		
県補助金		旅費		
借入金		需用費		
その他		役務費		
		委託費		
		その他		
計		計		

3 補助事業に要する経費の積算明細書

経費区分	金 額	積算の明細
	円	
計		

殿

山梨県知事

印

山梨の夏服開発支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった上記の補助金については、山梨の夏服開発支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け、第 号をもって申請のあった山梨の夏服開発支援事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 「別表」の補助対象経費の各経費区分相互間におけるいずれか低い額の20%以内を増減させる場合または、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなけ

ればならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和6年3月 日（ ）のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

山梨の夏服開発支援事業費補助金に係る
補助事業の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった
上記の補助事業を次のとおり変更したいので、山梨の夏服開発支援事業費補助金交
付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費の配分

経費区分	補助事業に要する経費		備 考
	変 更 前	変 更 後	

※経費の区分については、軽微な変更を除いて、該当のある場合に記載すること。

様式第 4

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

山梨の夏服開発支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった
上記の補助事業を次の理由により中止（廃止）したいので、山梨の夏服開発支援事
業費補助金交付要綱第 9 条の規定により承認を申請します。

1 理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 5

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

山梨の夏服開発支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった
上記の補助事業について、山梨の夏服開発支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故等の内容及び原因
- 4 事故等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の内容等を立証する書類を添付すること。

様式第6

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

山梨の夏服開発支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった
上記の補助事業の遂行状況について、山梨の夏服開発支援事業費補助金交付要綱第
11条の規定により次のとおり報告します。

1 補助事業の遂行状況

様式第7

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨の夏服開発支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上記補助事業
を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、山梨の夏服開発支援事
業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業実績額 円
- 3 補助事業実績報告書（別紙のとおり）
- 4 添付書類

（注）実績報告書に次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別紙

補助事業実績報告書

1 事業実績

補助事業の実績		
委託の状況	委託先	
	契約日	
	委託期間	自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日
	内容	
実施場所		
実施期間	開始： 年 月 日、完了： 年 月 日	

(注) 補助事業で作成試作品等及び補助事業の実施状況を記録した写真等を添付すること。

2 補助事業に要した経費

(単位：円)

経費区分		交付決定額	実績額	県補助金充当額	備考
収 入	自己資金				
	県補助金				
	借入金				
	その他				
	計				
支 出	謝金				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託費				
	その他				
計					

3 補助事業に要した経費の積算明細書

経費区分	金額	積算の明細
	円	
計		

様式第 8

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印

山梨の夏服開発支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあつた上記補助金について山梨の夏服開発支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により次のとおり請求します。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回請求額 ④	備 考

3 支払の方法及び支払先

振替先金融機関名	
預貯金の種別・口座番号	当座・普通 No.
フリガナ	
口座名義	
住 所	

様式第 9

番 年 月 日 号

山梨県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

山梨の夏服開発支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） _____ 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
_____ 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額
_____ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） _____ 円

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではないので留意すること。